

JFCC VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

理事長に就任して 求心力とともに遠心力の強化も 山岡 義典	1
戦略的グラント・メイキングの手法と実践	2
大学の助成金受け入れに関する申し入れ	7
JDF報告：助成財団だからこそ出来た10年 間にわたる息の長い共同助成!!	9
助成財団ニュース：新役員紹介	11
新会員紹介／編集後記	12

この6月の評議員会で理事に選出され、その直後の理事会において理事長に選任されました。助成財団有志の熱意と協力で助成財団資料センターが設立されたのは1985年。そのときに設立に向けて動き廻った立場から、深い感慨の念をもってお受けすることにしました。

1985年というブラザ合意で円高が始まった年です。日本企業の海外進出が急速に始まる直前でした。その後はバブル経済に向かって世の中が段々と“威勢よく”なり始め、5～6年の間に多くの助成財団が設立され、私自身も数々の財団設立の相談に乗ってきました。しかしその勢いも、やがてバブル崩壊とともに萎んでいきます。新しい財団の設立は止み、既存の財団も低金利に喘ぐ時代に入ったのです。これを私は「財団の冬の時代」と呼んでいます。残念ながらそれは20年以上を経た今も続いています。

このような中で、1990年は企業フィランソロピー元年とも言われますが、企業の社会貢献への意識が高まり、大企業は不況下にあっても独自のテーマを定めた寄附活動を活発化してきました。1995年の阪神・淡路大震災における市民活動の大活躍には、そのような企業の社会貢献も大いに関係しています。そしてそれまでに動き始めていたNPO法制定の議論が一気に活発化し、1998年の特定非営利活動促進法の成立に向かうわけです。

企業の社会貢献と市民活動のさまざまな協働の試みが展開され、このような中で市民活動との協働を目指す助成財団も増え、その有志がNPO支援財団研究会を発足させたのは2001年のことでした。助成財団センターはその事務局を担ってきました。

一方、2008年12月に施行された公益法人制度改革は2013年11月をもって移行申請期間を終えました。多くの助成財団が早い時期から真剣にその移行に取り組み、殆どは公益財団法人の認定

理事長に就任して 求心力とともに遠心力の強化も

公益財団法人助成財団センター 理事長 山岡 義典



を受けて新しい道を歩み始めています。このような動きについても、助成財団センターは政策提言や個別相談において重要な役割を果たしてきたように思います。

以上ような背景の中で、2011年の東日本大震災における救援活動や復興支援でも一定の役割を果たしてきたといえるでしょう。

更に各地において新設の公益財団法人制度を生かした「市民ファンド」設立の動きも活発化しています。まだ資金的には厳しい状況ですが、日本のフィランソロピー社会の土台を築く過程として、注目していきたいと思います。

また全く別の文脈から、研究に関する倫理が問われ始めています。多くの研究助成財団を会員とする当センターでも、この動きにどう対応すべきか、議論が必要になってきています。

助成財団は社会的な存在です。民間の志をもった資金を、時代の先を読みつつ長期的な視点をもって社会のために活用するプロ組織です。助成財団センターは、いわばそのようなプロ組織の集まりです。お互い同士が切磋琢磨してそのプロとしての腕を磨きあい、かつ社会に向けて助成財団の意義と役割、その成果やアウトカムを発信する装置です。それは内部的な求心力と外部に向けた遠心力を必要とします。これまでの活動を見ると、助成財団界における求心力を強めることには大きな役割を果たしてきたものの、社会に向けた遠心力を強めるには十分でなかったように感じます。

これからは、社会に向けた発信をさらに強化し、さまざまな形で社会＝ステークホルダーとの対話を積極的に行うことが必要ではないでしょうか。センターのリソースを一つ一つ確認しつつ、新しい時代に向けた取り組みを進めていければと考えています。ご協力をよろしく申し上げます。

プログラム設計から実施まで

日本財団 国際協力グループ
国際ネットワークチームリーダー
小林 立明



1. はじめに

昨年度の連載「海外助成財団の最新動向」に引き続き、今年度は、「戦略的グラント・メイキングの手法と実践」を連載します。欧米の助成財団セクターでは、ロジック・モデルを核とした「戦略的グラント・メイキング手法」が90年代以降発展し、現在では多くの助成財団の標準的な手法となっています。この手法の詳細について、「プログラム設計から実施まで」「事業モニタリングから事業評価まで」「戦略的グラント・メイキングを支える組織作り」という切り口から3回に分けてご紹介します。

第一回は、「プログラム設計から実施まで」として、プログラム設計、案件発掘、審査という一連の流れをみていきます。

2. プログラム設計

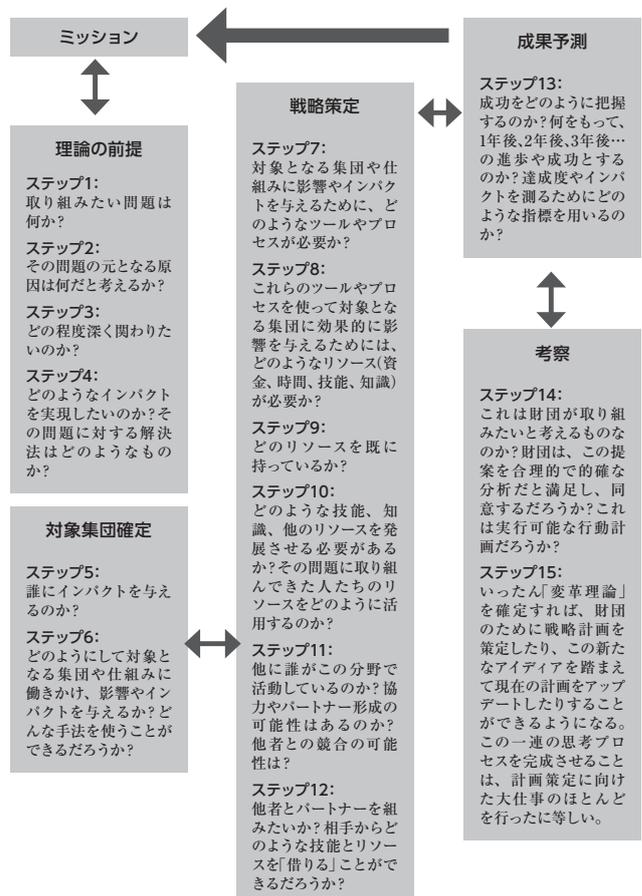
(1) 変革理論

プログラムの設計にあたり、まず必要なことは、「変革理論(Theory of Change)」を確認することです。「規模も活動も制約の多い民間助成財団のプログラム設計に変革理論というのは大げさすぎるのでは?」と思われる方も多いと思いますが、「変革理論」は、プログラムの規模とは関わりがありません。助成財団が、そのプログラムを実施することで何を実現したいのか、言い換えれば、現実の何をどのように改善したいのか、を明確にするためのツールが、「変革理論」なのです。「変革理論」を設計する上で、「戦略的フィランソロピーに関する国際ネットワーク(INSP: International Network on Strategic Philanthropy)」が2005年に発表した「変革理論ツール・マニュアル」が参考になります。以下、このマニュアルに

記載されている図1「変革理論の構築」概要を中心にみていきましょう。

図1は、「変革理論」をまとめる際の考え方を、「理論の前提」「対象集団の確定」「戦略的策定」「成果の予測」「考察」という5つの段階に分類し、各段階において考えるべき事柄をステップ1からステップ15までにまとめたものです。「変革理論」では、まず、そのプログラムが自分たちのミッションとどのように関わっているかを考えます。すべての財団には、独自のミッションがあるはずで、そのミッションの中で、新たに立ち上げようとしているプログラムは、どのような問題に取り組もうとしているのか、その問題が生じた理由をどのように想定し、その問題の解決に向けて

図1「変革理論の構築」概要



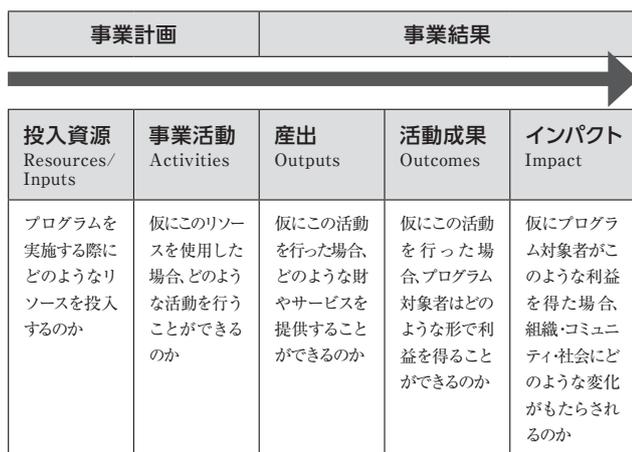
1 International Network on Strategic Philanthropy (2005). Theory of Change Tool Manual. INSP

財団としてどのように関わり、どのような解決策を追求するのか、を検討していくことで、プログラムが前提とする「理論の前提」を抽出します。その上で、どのような対象集団に働きかけるのか(「対象集団の確定」)、どのようなリソースを使い、どのような組織と協力しながらこの問題に取り組んでいくのか(「戦略の策定」)、その結果、どのような成果が見込まれるのか(「成果の予測」)と進んでいき、最後に、このような一連の枠組みが、財団の戦略と合致し、かつ実行可能かどうかを検証し(「考察」)、問題がなければ「変革の理論」は完成することになります。

(2) ロジック・モデル

「変革理論」の枠組みを使って、プログラムの基本的な考え方を明確にしたら、次は、これらの間の関係性をよりロジカルに記述します。この作業には、ロジック・モデルが役に立ちます。ロジック・モデルは、財団が自身のリソースを利用してプログラム活動を行った場合、どのようなアウトプットが期待され、これによってどのような成果や長期的なインパクトが生まれるかを論理的に記述したものです。ロジック・モデルの代表例は、図2のような形をとります。ご覧のとおり、「資源投入」「活動」「活動結果」「活動成果」「インパクト」がそれぞれ「仮に～であれば～」という形で論理的に並んでいます。

図2 ロジック・モデルの例²



以下、簡単にそれぞれの項目の定義をみておきましょう。

●事業計画

- ・投入資源：プログラム活動を行う際に利用可能な人的、資金的、組織的資源と、プログラムの対象となるコミュニティが持つ資源
- ・事業活動：プログラム実施の際に明確な意図を持ってなされるプロセス、イベント、行動や、これに利用されるツールやテクノロジー。これらの介入行為は、成果やインパクトをもたらすことを意図してなされる必要がある。

●事業結果

- ・産出：プログラム活動の直接的な産出物
- ・活動成果：プログラム対象者の行動、知識、技能、地位、能力レベルなどの明確な変化。短期的成果は1~3年で、長期的な成果は4~6年で達成されなければならない。
- ・インパクト：プログラム活動の結果として、通常7~10年以内に現れることが期待される組織・コミュニティ・社会における変化。プログラムにより意図されたものと意図されていなかったものの双方の変化を含む。

ロジック・モデルを使ってプログラムを設計することで、助成財団は、自分たちの資源と活動が、対象となるコミュニティにどのような成果やインパクトをもたらすかを明確に認識することができるようになります。詳細は、次回の評価の際に改めて説明しますが、このロジック・モデルの各段階に実績評価指標を設定することで、プログラムの進捗状況を客観的に把握し、さらに事業の成果やインパクトを明確に評価することが可能になります。また、ロジック・モデルでは、資源、活動、産出、成果、インパクトがそれぞれ論理的に結合しているため、例えば、プログラム実施の途中で状況が変わったり、プログラムの成果がはかばかしくないと考えられたりする場合に、どこに問題があり、何を改善すれば良いのかを迅速に把握することができるようになります。このように、ロジック・モデルは、戦略的グラント・メイキングの中核となる重要なモデルなのです。

3. 案件発掘

こうしてプログラム設計が終了すると、次は案件を発掘しなければなりません。いくら素晴らしいロジック・モデルを作り、プログラムを設計しても、このプログラムに応募して実際に事業を実施する助成対象(団体や個人)がいなければ助成財団の活動は成立しません。当然のことではありますが、助成事業は、助成対象が存在して初めて成立するのです。この点において、助成希望者からの応募も、プログラムの成否を決定する重要なステップとなります。

2 W.K.Kellogg Foundation (2004) *Logic Model Development Guide*. W. K. Kellogg Foundation

(1) 日本では「公募」が一般的

日本の助成財団の場合、一般に、助成の募集は、公募を通じてなされます。ウェブサイト上に募集の通知を出し、募集案内を印刷して関係団体や個人に配布したり、関連する学会やネットワークのメールグループに募集案内を流したり、というのが通常の手段となります。資金力のある財団であれば、学会誌や専門誌に募集広告を掲載することもあられるでしょう。いずれの場合であっても、助成希望者(団体や個人)は、一定の資格要件を満たせば、誰でも応募が可能です。このように、日本では「公募」形式が一般的です。

(2) 米国の助成財団の多くは「非公募」

これに対して、米国の助成財団の多くは、このような公募方式をとっていません。フォード財団やロックフェラー財団など、米国を代表する助成財団は、助成に関する一般からの照会を受け付けますが、正式に助成申請を提出できるのは、これらの照会団体の中から選び出され、助成申請を認められたごく少数の団体にすぎません(フォード財団の場合、全照会数の1%以下)。米国の助成団体の多くは、公募ではなく、プログラム・オフィサーと呼ばれる専門スタッフが、入念な事前調査や準備会合を経て、適切な対象を選定し、こうした対象に正式な申請を促すという「非公募」方式をとるのが一般的です。戦略的グラント・メイキングでは、達成目標が明確に設定され、この実現のためにプログラムが最適化されるため、助成対象の選定もこれを反映して適切な対象をプログラム・オフィサーが能動的に発掘してくるという形をとる場合が多くみられます。

(3) 「公募」と「非公募」の双方の長所を活かした「限定公募」

しかし、「非公募」にも問題があります。いくらプログラム・オフィサーが優秀であっても、その知識やネットワークには自ずと限界があります。案件の発掘をプログラム・オフィサーにだけ頼っていれば、どうしても助成対象が固定化されたり、革新的なアイデアが排除されたりしてしまいます。「公募」方式のメリットの一つは、事業の募集を通じて、助成財団の既存のネットワークを拡大し、革新的なアイデアを発掘できる点にあります。このような「公募」の特徴を活かしながら、戦略的グラント・メイキングの成果志向型の「非公募」方式の特徴を維持しようとする手法が

「限定公募」です。米国では、「RFP: Request for Proposal」と呼ばれています。「限定公募」では、応募者は、一定の分野で活動している人や団体に限定され、また事業の目標も明確に提示されます。一般に、「限定公募」では、図3のような項目を提示することで、限定された対象に事業の募集を行います。

図3 限定公募の際の提示項目³

背景	助成財団の概要とミッション
目標	募集する事業やイニシアチブについての明確に限定された目標。例えば、助成財団はどのような問題の解決に、どのような手法で取り組もうとしているのか等。
申請資格	事業に応募する資格のある団体と対象外となる団体の類型
助成金額	助成財団が想定している大まかな助成金額の目安
支援対象	助成財団が資金支援の対象とする事業や予算費目
採用件数	申請がどの程度採択されるかを知る目安としてのおおまかな採用予定件数
審査基準	助成申請を審査する際の基準や優先領域等
日程	事前説明会、申請締め切り日、審査および採否結果通知日等
申請書類	申請書類に記載する必要事項、準備部数、送付先等

「限定公募」の成否は、どこまで事業の達成目標を明確化し、申請の対象者を特定するか、にあります。これが一般的すぎると、明確な成果やインパクトを達成することができません。逆に、あまりにも限定しすぎると、新たなアイデアや人脈の拡大を行うことができません。助成財団の事業規模や達成目標を考慮しながら、最適な「限定」を行うことができるようにプログラムを設計することが成否の鍵を握ります。参考までに、米国の「限定公募」の事例を具体的にみてみましょう⁴。

3 Grantcraft. Using Competitions & RFPs (Request for Proposals) . (<http://www.grantcraft.org/assets/content/resources/competitions.pdf>)

4 以下の事例は米国助成財団センターが運営するフィランソピー・ニュース・ダイジェストの「限定公募」案内サイト (<http://www.philanthropynewsdigest.org/rfps>) 掲載情報より抜粋した。

CompareCards青少年向け 金融リテラシー・プログラムの「限定公募」

CompareCardは、クレジット・カード比較会社です。CompareCardは金融と経済に関する教育プログラムを提供することで、若い世代が輝かしい未来を準備することができるよう努めています。

この目的を実現するため、弊社は2015年度の青少年向け金融リテラシー・プログラムへの申請を募集します。このプログラムは、既に金融リテラシー・プログラムを行っている幼稚園、小中高校を支援するため、5000ドルを上限に助成金を支給するものです。広範な生徒・学生グループを対象とし、彼らに良質な金融の習慣の身につけ方を教える事業を実施しているプログラムを優先します。

申請が可能な団体は、米国所在の公立、私立またはチャーター・スクールです。申請団体は、金融教育プログラムをすでに実施しているか実施を目指している必要があり、またプログラム終了後、速やかにCompareCards社にすべての成果を提出することが求められます。

いかがでしょうか。金融リテラシー・プログラムにフォーカスし、しかも対象を幼稚園から小中高校に限定することで、明確な戦略を持ったグラント・メイキングを行っていることが分かります。もちろん、このような「限定公募」を行うにあたっては、変革理論とロジック・モデルを活用したプログラム・デザインに時間をかけていることは言うまでもありません。

4. 案件審査

では、最後に、提出された案件の審査について考えてみましょう。審査の際、その領域の専門家の意見をふまえることはもちろん重要です。しかし、それだけでは戦略的グラント・メイキングが目指す目標の達成は困難です。これを実現するためには、明確な審査基準の設定が必要です。

(1) 一般的な審査基準

おそらく、日本の財団も含めて多くの助成財団は、案件審査の際、以下のような審査基準を適用しているのではないのでしょうか。これは、OECDが作成したDAC評価5項目に準拠していますが、非常に汎用性の高い審査基準で、日本では行政評価にも取り入れられています。

図4 助成財団の一般的な審査基準⁵

審査基準	定義
妥当性 (または 必要性)	事業が受益者のニーズと合致しているか、助成財団の優先領域やプログラム目標と整合性をもっているか、事業の対象や手法の選択は適切か、など事業の妥当性や必要性を問う視点
有効性	事業実施により目標がどの程度達成されることが期待されるか等、事業実施の効果を問う視点
効率性	事業実施にあたり、資源(資金、人材、知識、技術、物資等)が効率的に活用されているか、事業により期待される効果はコストに見合っているか等、事業実施の効率性を問う視点
インパクト	事業が、直接的・間接的にどのような社会的インパクトをもたらすことが期待されるか、という事業実施のインパクトを問う視点
自立発展性	助成財団の支援終了後も、事業の維持・発展が期待できるかという、事業の自立発展性を問う視点

助成財団が、仮に審査の客観性を確保したいと考えるのであれば、以上の5つの項目のそれぞれに関してプログラムの趣旨に即した評価指標を設定し、この各指標に数値化したレートを導入して点数化し、総合的に審査するという形をとります。こうすれば、審査における恣意的な判断を可能な限り排除することができます。

(2) Due Diligenceの手法

他方、この手法はあくまでもプロジェクト・レベルでの優劣を審査しているにすぎません。昨年の「海外助成財団の最新動向」シリーズでご紹介したように、欧米諸国におけるグラント・メイキングは、さらに進んで、NPOのキャパシティ・ビルディング支援や、ベンチャー・フィランソपीと呼ばれるNPOのスケール・アップ支援、あるいは共同ファンディングという形で複数の財団が資金を出し合って大規模な助成を行う等の手法が発展しています。このようにグラント・メイキングが高度化していくと、審査の手法もこれに伴って発展させていく必要があります。

現在、欧米の助成財団では、以上のような一般的な審査基準に加えて、Due Diligenceと呼ばれる助成申請団体の事前評価手法が導入されています。Due Diligenceとは、投資家が事前に投資対象となる企業や金融商品の投資適格性を調査することを指します。これが、戦略的グラ

5 OECD/DAC (2003) Glossary of Key Terms in Evaluation and Results Based Management, OECDをふまえて筆者作成

ント・メイキングにおいても導入され、グラント・メイキングにおける必須の事前調査項目となりつつあります。では、具体的に、どのような項目をチェックするのでしょうか。最後にこれをみてみましょう。図5は、「効果的な組織を目指すグラント・メーカーズ」という団体が提唱しているDue Diligenceの主要項目です⁶。

図5 Due Diligenceにおける確認項目

沿革・実績	過去にどのような活動実績があったか。現在の理事会とスタッフになってからの主な業績は何か。指導者交代などの危機をどう乗り越えてきたか。過去に法的問題やトラブルなどを起こしたことはないか等
統治・リーダーシップ	理事会や評議会はきちんと機能し事務局は良好な関係を保っているか。経営陣は組織をマネージし事業を遂行する能力を持っているか等
組織のビジョンと戦略	中長期的な発展に向けた明確なビジョンと戦略を持っているか。これは理事会や経営陣・スタッフと共有されているか。経営陣は現在の組織を取り巻く状況を正確に理解しこれに対応する準備ができていないか等
申請事業	申請事業の手法は健全で、組織のミッションやリソースと合致しているか。変革理論とロジック・モデルは妥当か。実施計画は適切か。事業成果の評価手法がきちんと設定されているか等
人的資源	スタッフは事業を遂行するに足る経験と能力を持っているか。指揮系統は明確に設定されているか。スタッフの能力開発に十分な資源が投入されているか。人的資源開発のための政策と手続きが設定されているか等
外部とのコミュニケーション	ステイク・ホルダーとのコミュニケーションは適切になされているか。自身の活動と役割をきちんとコミュニティに発信しているか。コミュニケーション計画を策定しているか。最新のソーシャル・メディアをコミュニケーションのツールに取り込んでいるか等

他団体との関係・ネットワーク	理事会や経営陣は、自分たちの活動領域における他団体の動向をきちんと把握し、自分たちの立ち位置を理解しているか。他団体とのパートナーシップを構築する準備はできているか等
財政状況	申請事業の予算計画は適切か。組織全体の財政基盤は安定しているか。急な収入不足や支出超過に対応する準備ができていないか。中長期的に財政基盤を安定させる戦略と計画を策定しているか等

戦略的グラント・メイキングは、プログラムを通じた成果とインパクトを重視します。その論理的な帰結として、戦略的グラント・メイキングは、支援対象のキャパシティ・ビルディングからスケール・アップ、さらに事業モデルの一般化を目指していきます。その際には支援対象となる事業のみならず、支援対象団体についてもその能力を精査する必要があります。このために導入されたのが、Due Diligenceです。こうした厳しい審査を経て選び出された団体だからこそ、助成財団は、戦略的グラント・メイキングを担う重要なパートナーとして、助成対象と長期的な関係を築くことができるのです。

次回は、事業モニタリングから事業終了時の評価までの各段階について詳しくみてみたいと思います。

6 Grantmakers for Effective Organization [2010] Due Diligence Done Well. Grantmaker for Effect Organizations.

小林 立明

公益財団法人日本財団 国際協力グループ 国際ネットワークチームリーダー
 前ジョンズ・ホプキンス大学市民社会研究所国際フィランソロピー・フェロー
 1964年生まれ。東京大学教養学科相関社会科学専攻卒業。ペンシルヴァニア大学 NPO/NGO 指導者育成課程修士。
 独立行政法人国際交流基金において、アジア太平洋の知的交流・市民交流や事業の企画評価等に従事。在韓国日本大使館、
 ニューヨーク日本文化センター勤務等を経て、国際交流基金を退職。
 2012年9月よりジョンズ・ホプキンス大学で「フィランソロピーの新たなフロンティア領域における助成財団の役割」
 をテーマに調査・研究を行ってきた。2013年12月帰国。2014年4月より現職。



=情報提供=

東海・北陸地区国立大学9法人からの「助成金の受入手続に係る要望」について

昨年来、東海・北陸地区国立大学法人の構成メンバーである名古屋大学、三重大学の監事の方々と、国立大学における研究助成金等の委任経理や大学の間接経費(事務処理経費、いわゆるオーバーヘッド)、事務処理等について意見交換を行ってまいりました。それを踏まえて新年度に入り、同地区国立大学法人^{*}の代表校である名古屋大学から、要望書が当センター宛てに送付されましたので、研究助成金等の受入れに関する一部の国立大学の動向として情報提供いたします。

※東海・北陸地区国立大学法人:東海・北陸地区には12大学が所在していますが、今回の要望に賛同している大学は以下の9法人です。(残りの3大学の賛同は未定)

金沢大学、福井大学、岐阜大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、北陸先端科学技術大学院大学

【背景】

各国立大学ではかねてから大学が定めた「寄附金取扱規程等」において、教員等個人宛寄附金(含む、研究助成金等)を受け入れたときは、これを改めて各大学法人に寄附しなければならない旨を定めています。しかしながら、会計検査院の検査では個人が管理している不適切な処理が無くならないことから、平成25年2月には文部科学省高等教育局長並びに研究振興局長名で「『教員等個人宛て寄附金の経理』の適正な取り扱いについて(通知)」という文書が各国立大学法人学長及び同監事宛てに出状されました。

この通知において、教員等個人に対して寄附された寄附金について、各法人における寄附金の取扱いを定めた規則等に基づかない不適切な処理が見られることは、国立大学法人等の社会的信用を損ないかねない状況と受け止め、各法人におかれては、速やかに対処すべき重大な問題として今後における適正な取扱いに万全を期され、関係理事などへの周知徹底、また監事におかれては業務監査の充実をお願いする、との内容になっています。

国立大学法人の評価においても、この不適切な処理が課題事項として指摘され、業務運営・財務内容等の状況においての評定で一段階下げられたケースも出ています。

このような状況を受けて、東海・北陸地区国立大学法人では、個人受領したまま個人管理をしている事案を無くすために、教員等に対する説明会や大学法人内での周知活動を行っています。前掲の9大学法人の監事の方々は、更に徹底を期するために助成財団からの助成金を大学法人の口座に直接振り込んでもらう

ことをお願いしたいという内容を要望書にまとめ、当センター宛てに提出してられました。

平成26年4月24日

公益財団法人助成財団センター
理事長 熊谷 一雄 殿
専務理事 田中 皓 殿

代 表
国立大学法人名古屋大学
理事・事務局長 竹下 典 行



助成財団からの助成金の受入手続に係る要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より本学における教育研究活動をご支援いただき、誠にありがとうございます。
さて、助成財団からの助成金の受入手続について、毎年度のように会計検査院から「教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの」として指摘されている状況であります。
国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については、国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任があります。寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金であっても、これを適正に受け入れて経理する必要があり、寄附金の取扱いを定めた規則において、教員等個人宛て寄附金を受け入れたときは、これを改めて各国立大学法人に寄附しなければならない旨を定めているところであります。
しかしながら、教員等の理解が十分でなかったこと、各国立大学法人の調査及び把握が十分でなかったこと、教員等に対する指導が十分でなかったことなどから、教員等が助成財団からの助成金を個人経理するなど誤って取り扱い、会計検査院から指摘されました。
こうした状況から、各国立大学法人においては教員等に対する説明会の開催などの周知活動を始め、様々な再発防止策を行っているところであります。
そこで、更なる方策として、教員等による個人経理を防ぐため、助成財団からの助成金については、直接、国立大学法人に振り込んでいただきますようご配慮賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。
つきましては、貴助成財団センター加盟の262団体等に対して、可能な限りご協力いただけますよう、ご連絡方よろしくお願い申し上げます。

敬具

本趣旨に賛同している大学：金沢大学、福井大学、岐阜大学、名古屋大学
愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学
三重大学、北陸先端科学技術大学院大学

問合せ先 名古屋大学監査室 担当：市岡
電話 052-789-2055 FAX 052-789-2099
E-mail : kansakkr@adm.nagoya-u.ac.jp

大学法人の口座に直接振り込んでもらうに際しての大学側の対応として、下記3点を実施するという内容になっています。

1. 間接経費(大学の事務処理経費、いわゆるオーバーヘッド)の徴収は行わない。
2. 大学宛での「寄附申込書類」の提出は不要。
3. 大学指定の振込用紙による振込にはこだわらず、電子媒体等を利用した振り込みでも対応可能にする。

【助成財団の対応】

現在、研究助成金等の送金は財団によりその方法はいろいろ異なっていると思われます。

- ① あくまで助成対象となった本人の個人口座に送金する。
- ② 助成対象者本人の依頼又は指図によって大学口座に送金する。
- ③ 原則として大学口座に送金する。(申請者本人の同意が前提)

助成金は助成対象となった本人に受領してもらうのが原則であり、研究助成金の場合も助成対象となった本人の口座に送金するのが原則となります。したがって、寄附金取扱規則等により助成対象者個人が受領したものを大学が管理するのであれば、受領者が大学へ寄付するというルールを大学内において徹底するのが筋と言えます。

しかしながら、前記【背景】に記載の状況から、個人管理を無くすために大学の口座に直接送金することを依頼してくるケースが多くなっている現状もあります。その際に、大学側が受領した助成金を管理するための間接経費として事務処理経費(オーバーヘッド)を要求されることも散見されます。もちろん事務処理経費を取らない大学法人もありますが、その金額は大学法人により違いがあり、助成金額の数%から30%程度の額を助成金の中から事務処理経費に充当するものです。

本来、研究助成金は助成対象者本人の研究計画のために使用する用途指定の助成であり、一般的には助成する段階で大学法人の間接的な事務処理経費(オーバーヘッド)は含んでいない場合が多いと思われます。

その観点から、大学法人の間接経費としての事務処理経費(オーバーヘッド)に関しては、2006年(平成18年)9月に当センター理事長名及び65研究助成財団の連名で「大学法人による事務処理経費の徴収は助成財団として納得できるものではありません」とした文書を全国の国立大学学長宛てに出状し、続いて公立大学、私立大学に出状しております。

その後、東京大学では応募要項等に「助成金には大学の間接経費(事務処理経費)は含みません」と明記されている場合については徴収しないという処理がなされるよう

平成26年4月24日

公益財団法人助成財団センター
理事長 熊谷 一 雄 殿
専務理事 田 中 皓 殿

代 表
国立大学法人名古屋大学
理事・事務局長 竹 下 典 行



助成財団からの助成金の受入手続きに係る要望書の提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より本学における教育研究活動をご支援いただき、誠にありがとうございます。
さて、助成金の受入手続きにつきまして、別添のとおり本趣旨に賛同する東海・北陸地区国立大学法人を代表しまして要望書を提出させていただきますので、よろしく
お願い申し上げます。
なお、提出に際しましては、貴助成財団センターから要望のありました事項について、賛同する東海・北陸地区国立大学法人の意見を下記のとおり報告させていただきます。

敬具

記

1. 貴助成財団センターに加盟する65団体からの助成金について、間接経費(事務処理経費)の徴収を行うことはありません。
2. 助成金を大学の口座へ直接振り込んでいただく場合に、大学宛での寄附申込書類を改めて提出していただく必要はありません。
3. 振込に際しては振込依頼書を送付いたしますが、添付の振込用紙を必ずしも使用していただく必要はありません。電子媒体等を利用した振込に対応できるよう体制を整えております。

本趣旨に賛同している大学：金沢大学、福井大学、岐阜大学、名古屋大学
愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学
三重大学、北陸先端科学技術大学院大学

問合せ先 名古屋大学監査室 担当：市岡
電話 052-789-2055 FAX 052-789-2099
E-mail : kansakkr@adm.nagoya-u.ac.jp

になってきました。

また、助成財団の中には、助成金の受領対象者の指示、了解のもと大学口座に直接送金する際に事務処理経費が徴収されないことが約されない限り、大学への送金処理はしないところもあります。

従いまして、前記①は原則として助成財団がこれまで主張してきたことであり、また、②の「寄附金申込書」を提出する必要がなくなること、③の指定の振込用紙以外での送金が可能となることはすべて歓迎すべきことから、本来大学口座への直接送金とは切り離して考えるべきものと理解しています。

いずれにしましても、今回の東海・北陸地区国立大学9法人からの要望につきましては、その対応を当センターで一律に決めるというものではなく、個々の助成財団それぞれの方針、判断に従って対応していただくこととなります。

以上、ご参考までに情報提供とさせていただきますが、本件につきましてご不明な点などございましたら当センターまでお問い合わせ下さい。



助成財団だからこそ出来た10年間にわたる息の長い共同助成!!

＝ 国連「障害者権利条約」の採択からわが国の批准に至る民間活動を支援、誰もが住みやすい社会の実現に向けて大きな一歩!! ＝

－キリン福祉財団・損保ジャパン記念財団・ヤマト福祉財団・トヨタ財団・三菱財団の取組－

1. 国連「障害者権利条約」の採択とわが国の批准へ向けた「日本障害フォーラム」の活動

1981年の国連による「国際障害者年(完全参加と平等)」の取組を契機に、障害者主体の考え方(障害者は尊敬をもって自立的に人生を築いていく人権主体であり、平等な社会参加が出来るようにすべきとの考え方)が国際社会に広く行き渡り始め、各国の障害者施策の向上を目指して「国連・障害者の十年(83～92年)」がスタート、この動きは障害者の生活の質を高めるための12の政策目標に取り組むための「アジア太平洋障害者の十年(93～02年)」に引き継がれました。「アジア太平洋障害者の十年」はその後10年単位で継続(03～12年、13～22年)され、現在も域内各国の障害者施策の向上と障害者の生活の質の向上に関する取組が続けられています。

2002年の「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラムは日本で開催され、企画委員会の藤井委員長から「メキシコ政府の提案で、国連の特別委員会が障害者の権利条約の検討の可否が討議されることになった。日本からも障害者団体が傍聴団を派遣して検討の促進を図るべきではないか。」との提案が出されました。

それから2年、障害者団体で構成する傍聴団は「日本障害フォーラム(以下『JDF: Japan Disability Forum』という)」となり、障害種別を超えた障害者団体の大同団結のもと、わが国の障害者施策を推進するとともに、障害のある人の権利を推進することを目的に04年10月に正式に設立されました。その後、02年に始まった国連障害者権利条約の条文を検討する8回の特別委員会にも、国連の公認NGOとして、また外務省をヘッドとする日本の代表団の一員として参加するなど、国際的な組織に成長しました。

JDFは、障害種別を問わず13の障害者団体により構成されていますが、その活動の成果としては、条文作成の国連特別委員会には第1回目から参加し「私たち抜きで私たちに関することを決めないでください」の精神のもとで意見を述べ条文づくりに貢献してきました。

その後、「障害者権利条約」は06年12月に国連総会において採択され、その後20カ国の批准をもって08年5月に発効しましたが、わが国が批准するに至るまで7年間を要しています。その間、JDFはわが国の批准に向けた民間ベースの取組を推進し、国内各地における条約内容の理解に向けた地方フォーラムの開催、条約批准の前提となる障害者関連国内法の改正(11年改正障害者基本法の成立、12年障害者総合支援法成立、13年障害者差別解消法成立等)を含む「制度改革」へ向けた民間の立場からの活動を積極的に展開してきました。あわせて超党派で設立された権利条約推進議員連盟への働き掛けにも積極的に取り組んできました。その結果、国内法の改正等により条約批准に必要な水準に近づいたとの判断のもと、13年12月4日に国会による承認を得ることとなり、国連事務局では14年1月20日付で日本の批准について承認をするに至りました。(障害者権利条約の主だった条文タイトルは11頁の【参考】を参照)

2. JDFの活動を支える助成財団の共同助成について

日本障害フォーラムからは、04年10月の設立の前年、準備会の段階から障害者分野で活動している助成財団に対して支援の打診があり、話を聞いてみようというキリン福祉財団・損保ジャパン記念財団・ヤマト福祉財団・トヨタ財団・三菱財団の5つの財団との間で何度かの意見交換会が実施されました。

その中で、助成財団側はJDFの活動目的が誰もが住みやすい社会の実現に向けて社会を大きく変革していく活動になると高く評価しました。その1つには、憲法に次ぐ規範となる国際条約としての「障害者権利条約」の採択に向けた取組は、超高齢化が急速に進展しているわが国にあって、障害者だけではなく現在の健常者にとっても近い将来に大変重要な意味を持つことになるであろうこと、2つには、わが国の障害者団体は、官庁特有の縦割り組織の影響もあって、障害種別、本人、父兄、関係者など様々な利害関係を反映したグループが個別単独に活動をしている現状にある中で、JDFが推進する障害者の権利条約締結に向けた活動は、障害者団体が初めて大同団結する大きな第

一步となるであろうことが期待されたからでした。

当初JDFの希望する助成は、JDFの活動費全般を助成対象として欲しいということでしたが、助成財団側は初めてのことであり、目的を限定した助成を主張したことから調整が難航しました。最終的には、国連の委員会に参加する障害者の情報保障費用(通訳者の派遣費用)がどこからも捻出されないことから、情報保障費用に絞って助成財団側も共同して助成することに決定しました。

国連本部で開催される年2回の委員会における日英の通訳は勿論ですが、視覚障害者には点字、聴覚障害者には手話による情報伝達がなければ、各種障害者が団結して国連での会議を傍聴し、発言することは不可能でした。そして毎回複数名の通訳者を帯同することによる情報保障により、各種障害者が等しく権利条約案に意見を述べ、議論することが出来たのです。

権利条約が採択されるまでの3年間で、キリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、トヨタ財団、三菱財団、ヤマト福祉財団の共同助成額は累計約1,800万円で、全額が国連における障害者の情報保障費用に充てられました。この間、損保ジャパン記念財団では通訳人材の派遣にも協力しています。

その結果、06年12月には国連総会において障害者の声を反映した「障害者権利条約」が採択され、採択までを期限とした5財団によるわが国では初の大型の共同助成は、外務省をはじめ海外の多数のNGO関係者も含めて高く評価され、その目的を達成することが出来ました。

「障害者権利条約」が採択された以降は、わが国がいつ批准するかが大きな問題となってきました。JDFからは日本国が批准するまでの間、国内における権利条約の理解促進へ向けた活動と批准に必要な関連国内法の改正等に障害者の立場から働きかける活動が欠かせないことから、助成財団に対して引き続きの助成要請がありました。

改めて検討した結果、障害者福祉に対する助成を主たる事業とするキリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、ヤマト福祉財団の3財団が国内批准に向けたJDFの活動を共同で助成することを決定しました。

以来、07年から13年の7年間にわたり3財団で4,200万円の助成を実施してきました。その間のJDFの活動は、①日本政府との20回に及ぶ意見交換会の実施、②国連障害者の権利条約推進議員連盟(超党派)との15回の意見交換会の実施、③権利条約の推進を目的とした全国12か所でのJDF地方フォーラムの開催、④批准に向けた制度改革の理解を促進するために全国41か所で障害者制度改革推進地域フォーラムの開催や書籍、ツール等の作成、⑤条約内容を満たすための制度改定や「改正障害者基本法」「障害者総

合支援法」「障害者差別解消法」の国内法の成立に向けた活動と多岐にわたりましたが、③④⑤の活動を中心に助成が実施されてきました。

実施に当たっては、毎年1月にJDF側と助成財団側との合同検討会が実施され、本年度の活動成果と次年度の活動計画を真剣に議論し、詳細な報告書の提出を求めてその年の助成実施の可否及び助成金額を決定していくという方法が採られてきました。

その結果、前記の成立した関連法律はまだ十分なものではないにせよ、条約の求める水準に一定程度達したとして、13年12月4日の参議院本会議において、わが国の批准(139カ国目)が承認されました。(14年5月現在の批准国は147カ国)

その間、04年から06年までの3年間にわたる5財団による第1次共同助成、07年から13年までの7年間にわたる3財団による第2次共同助成は通算10年間に及び、「障害者権利条約」の国連における条文作成から採択、その後のわが国の批准に至るまでのわが国初の大型共同助成事業は所期の目的を達成し終結することになりました。

3.共同助成の成果と新たな助成手法への取組

国連による障害者権利条約の策定から採択、それを受けてわが国が批准するまでの10年間にわたる息の長い共同助成事業は、わが国が迎えつつある超高齢化社会という大きな社会変革に対応するために必要な権利条約の批准により、関連した国内法の改正、新たな法律の成立を実現させることになり、何らかの障害を有している方々や今後ますます増加が予測される高齢障害者等の誰もが住みやすい社会の実現に向けて大きな一助となったという点で、大変意義深い共同助成であったとして高く評価されています。

しかしながら、助成財団の共同助成はそう簡単にできるものではありません。今回このような長年にわたる助成事業で大きな成果が得られたことは、各財団の事務局が障害者問題に関心が強く、加えて日本社会における高齢者の急増がもたらす社会問題の重要性を正しく認識し、選考委員や理事の皆さんの理解を得ることができたからに他なりません。

米国では、多様な助成手法の1つとして共同ファンディング(Co-funding、Mixed-funding)による様々な手法が試みられています(グローバル・フィランソロピーの進展と助成手法の新展開 小林立明氏資料)が、わが国でもこれを機会に共同助成の可能性に着目し、将来の社会に大きく貢献できるような共同助成へのチャレンジにも期待したいところです。

【参考】障害者権利条約条文の主なタイトル（抜粋）

権利条約では、条文の1つ1つについて今後取るべき立法的、行政的措置の内容や実施すべき事柄を規定しており、条約に準じた関連国内法の整備が必要となり、その取組の進捗状況は国連への報告が義務付けられている。

第2条 定義(合理的配慮等の条約に使用されている用語の定義)

第6条 障害のある女性

第7条 障害のある子ども

第9条 アクセシビリティ

第10条 生命の権利

第11条 緊急時や災害時における安全

第12条 法の前の平等の承認

第14条 身体の自由

第23条 家族

第24条 教育

第25条 健康

第27条 仕事と雇用

第28条 十分な生活水準及び社会保障 等々全50条

・障害者の権利に関する条約全文（日本政府公定訳）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html

・日本障害フォーラム（JDF）

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/>

N 助成財団 ニュース News

新任評議員・理事

新評議員



坂本 朗

一橋大学経済学部卒業。平成24年公益財団法人 上原記念生命科学財団 事務局次長に就任、平成25年5月より同事務局長に就任。



嶋田 実名子

日本女子大学卒業。昭和51年イトーヨーカ堂（株）入社、昭和59年消費生活アドバイザーとしてフリーで活動後、昭和61年花王（株）入社、平成12年財団法人 花王芸術・科学財団 常務理事・事務局長に就任。



高橋 洋

京都大学工学系大学院卒業、昭和50年東レ（株）入社、同社技術センターを経て平成26年5月公益財団法人 東レ科学振興会 専務理事に就任。



出口 正之

大阪大学卒業、サントリー文化財団主任研究員を経て、平成3年ジョーンズ・ホプキンス大学国際フィランソロピー研究員、平成7年総合研究大学院大学教育研究交流センター教授、同大学長補佐の後、国立民族学博物館教授、平成19年から平成25年内閣府公益認定等委員会委員、平成25年より国立民族学博物館教授に就任。

濱口 博史

東京大学法学部卒業、平成8年弁護士となる。濱口博史法律事務所 弁護士



藤田 稔

早稲田大学理工学部卒業後、昭和55年松下電器産業（株）に入社、営業部、渉外部等を経て、平成26年3月公益財団法人 パナソニック教育財団 理事・事務局長に就任。

新理事



安達 邦彦

東京大学大学院工学系研究科卒業後、昭和53年旭硝子（株）入社、平成26年4月公益財団法人 旭硝子財団 専務理事に就任。



茶野 順子

一橋大学卒業後、昭和53年国際交流基金勤務の後、平成3年笹川平和財団に勤務、平成5年より米国ペンシルバニア大学留学、フィラデルフィア財団、フォード財団への出向を経て平成15年笹川平和財団に復職、平成20年4月笹川平和財団 常務理事に就任。



山岡 義典

東京大学大学院卒業後、昭和44年に(株)都市計画設計研究所に入所、昭和52年財団法人トヨタ財団に勤務、平成4年同財団退職後、フリーのプランニングコンサルタントを経て、平成8年日本NPOセンターを設立常務理事・事務局長に就任、平成20年同センター代表理事、平成24年より顧問、その間平成13年法政大学教授(平成24年退官)、平成14年特定非営利活動法人 市民社会創造ファン드를設立、同運営委員長に就任。



山本 剛史

東京大学文学部卒業後、昭和57年キリンビール(株)入社、平成25年10月公益財団法人 キリン福祉財団 副事務局長、平成26年同常務理事に就任。

新入会員財団のご紹介

公益財団法人野村マネジメント・スクール
(理事長：藤沼 彰久 所在地：東京都新宿区)

公益財団法人DNP文化振興財団
(理事長：北島 義俊 所在地：東京都中央区)

公益財団法人花王芸術・科学財団
(理事長：尾崎 元規 所在地：東京都中央区)

一般財団法人明光教育研究所
(代表理事：渡邊 弘毅 所在地：東京都新宿区)

会員募集中!!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。

皆様のご入会を随時お受けしています。

詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口50,000円/年 (年度の途中(10月1日以降)にご入会の場合は、
個人会員 一口10,000円/年 当該年度の会費を半額と致します。)

主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
など

編集後記

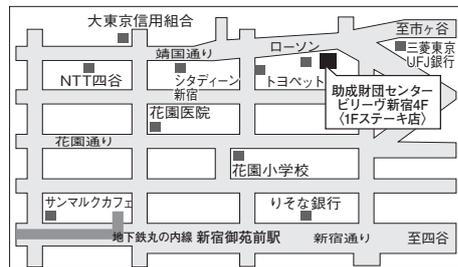
◆平成26年度6月の理事会、評議員会を経て評議員に3名、理事に4名の新メンバーが加わり、理事長には山岡義典氏が就任され、新体制がスタートしました。本誌では昨年評議員に新任された2名の方を加え、ご紹介しています。

◆新理事長は、1985年の当センター設立に、当時トヨタ財団のプログラムオフィサーとして深く関わり、センターの基礎づくりに多大な貢献をされました。今回の公益法人制度改革を経て、新たな局面を迎えている助成財団界及び当センターのかじ取りを山岡理事長にお願いするにあたり、単なる原点回帰ではなく、新しい時代に向けた取り組みを行うべく、職員一同も気を引き締めております。

◆前号の本欄でお伝えしましたように、今号から小林立明氏の新しいシリーズ連載「戦略的グラント・メイキングの手法と実践」が始まりました。これから3回にわたって連載する予定です。ご期待ください。

◆現在、毎年恒例の「助成団体データベース調査」を実施しております。助成財団の皆さまにはお忙しいところご協力いただき、感謝申し上げます。本号が届くころには締切は過ぎていると思われそうですが、まだご回答を送付いただけない団体の方々には、ぜひお送りくださいますようお願い申し上げます。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.81 August. 2014

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター
発行日 2014年8月21日
編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp